

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福島県職員安全衛生規程（昭和58年福島県訓令第11号）に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、衛生委員会、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「胸部健康診断」、「成人病予防健康診断」、「特別健康診断」などの各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成16年度の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 知事部局等（教育委員会及び警察本部を除く。）

a 健康診断の実施状況

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	県	6,832	6,318	92.5
特別健康診断	県	5,146	3,965	77.1
成人病予防健康診断（35歳以上）	県	4,112	3,808	92.6
成人病予防健康診断（35歳未満）	県	2,759	2,582	93.6
新規採用職員健康診断	県	167	156	93.4
婦人科健康診断（子宮がん）	県	586	507	86.5
婦人科健康診断（乳がん）	県	589	517	87.8
人間ドック健康診断	県 共済組合 共助会	2,109	2,094	99.3
VDT作業従事職員健康診断	県	5,358	3,872	72.3

(注) 特別健康診断の対象者数及び受診者数は、延べ人数です。

b 健康診断の実施状況（病院局）

健康診断については、病院局においても別途実施しています。（人間ドックを除く。）

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	県（病）	1,058	895	84.6
特別健康診断	県（病）	1,170	1,025	87.6
成人病予防健康診断（35歳以上）	県（病）	620	539	86.9
成人病予防健康診断（35歳未満）	県（病）	396	335	84.6
新規採用職員健康診断	県（病）	44	32	72.7
婦人科健康診断（子宮がん）	県（病）	295	254	86.1
婦人科健康診断（乳がん）	県（病）	295	248	84.1
VDT作業従事職員健康診断	県（病）	235	163	69.4

(注) 特別健康診断の対象者数及び受診者数は、延べ人数です。

c その他の事業の概要（主なもの）

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康診断事後指導	要注意所見のある職員の指導	県	325
健康相談事業	心身の健康に関する相談	県	127
メンタルヘルス講習会	心の健康づくり	県	111
ヘルスアップ教室	心身両面の健康づくり	共済組合	96

(1) 教育委員会

a 健康診断の実施状況

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
新規採用教職員健康診断	県(教)	109	109	100.0
教職員定期健康診断	県(教)	5,714	5,382	94.2
教職員結核健康診断	県(教)	5,714	4,805	84.1
VDT作業従事教職員健康診断	県(教)	5,827	5,104	87.6
教職員人間ドック(脳トック含む)	共済組合 県(教) 市町村 互助会	7,546	5,504	72.9
乳がん・子宮がん検診	共済組合 県(教)	6,320	3,798	60.1

b その他の事業の概要(主なもの)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
教職員相談	職場や家庭、健康についての相談	県(教)	236
健康づくり講座	心身両面の健康づくり	共済組合	136
教職員健康相談事業	心身の悩みについての相談	共済組合	6

(2) 警察本部

a 健康診断の実施状況

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
結核精密検診	県(警)	22	22	100.0
特別健康診断	県(警)	235	234	99.6
生活習慣病検診(35歳以上)	県(警)	1,953	1,937	99.2
生活習慣病検診(35歳未満)	県(警)	678	640	94.4
雇入時健康診断	県(警)	133	123	92.5
婦人科健康診断(子宮がん)	県(警)	123	80	65.0
婦人科健康診断(乳がん)	県(警)	123	80	65.0
人間ドック健康診断	県(警) 共済組合	747	731	97.9
VDT作業員健康診断	県(警)	50	48	96.0

(注) 特別健康診断の対象者数及び受診者数は、延べ人数です。

b その他の事業の概要(主なもの)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康管理講習会	健康管理の集団指導	県(警)	2,295
巡回保健指導	心身の健康に関する個別指導	県(警)	94
メンタルヘルス講習会	心の健康づくり	県(警)	113
ヘルスアップ教室	心身両面の健康づくり	共済組合	197

(2) 公務災害等の状況

区 分	平成15年 度 末 未認定件数	平成16年 度 中 申 請 件 数	平成16年度中認定状況				平成16年 度 末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	10	195	194	2	0	196	9
通勤災害	0	13	13	0	0	13	0
合 計	10	208	207	2	0	209	9

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

イ 不利益処分に対する不服申立て制度

法第49条により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に不服申立てをすることができる制度。

これらの制度に関する平成16年度の状況は「福島県人事委員会の業務報告（平成16年度）」3及び4のとおりです。